

# 高齢者の地域医療に関する 診療報酬上の考え方について

# 平成18年度改定の全体像

改定率: ▲3.16%

〔診療報酬(本体): ▲1.36%〕

〔薬価等: ▲1.8%〕

政府・与党の

「医療制度改革大綱」

社会保障審議会の「基本方針」

中央社会保険医療協議会(中医協)で、個別項目について議論

## 重点的に評価する項目

小児医療、産科医療、麻酔・病理診断、救急医療、  
急性期入院医療の実態に即した看護配置、医療のIT化、在宅医療

## 適正化する項目

慢性期入院医療、入院時の食事、コンタクトレンズに係る診療、  
検査、初再診料、歯科診療報酬・調剤報酬

# 高齢者の地域医療に関する平成18年度診療報酬改定における 考え方について

## 平成18年度診療報酬改定の基本方針(抄)

(平成17年11月25日社会保障審議会医療保険部会・医療部会)

### 2 4つの視点から見た平成18年度改定の基本方針

② 質の高い医療を効率的に提供するために医療機能の分化・連携を推進する視点

○ また、高齢者ができる限り住み慣れた家庭や地域で療養しながら生活を送れるよう、また、身近な人に囲まれて在宅での最期を迎えることも選択できるよう、支援していく体制を構築することが必要である。

このため、入院から在宅への円滑な移行を図りつつ、介護保険との適切な役割分担の下、24時間診療ができる在宅医療や終末期医療への対応に係る評価の在り方について検討するべきである。

平成18年度診療報酬改定に係る検討状況について(現時点の骨子)(抄)  
(平成18年1月18日中央社会保険医療協議会診療報酬基本問題小委員会)

Ⅱ 質の高い医療を効率的に提供するために医療機能の分化・連携を推進する視点

Ⅱ-1 在宅医療に係る評価について

- 高齢者ができる限り住み慣れた家庭や地域で療養しながら生活を送れるよう、また、身近な人に囲まれて在宅での最期を迎えることも選択できるよう、診療報酬上の制度として新たに在宅療養支援診療所(仮称)を設け、
  - ・ 在宅療養支援診療所(仮称)が在宅医療における中心的な役割を担うこととし、これを患者に対する24時間の窓口として、必要に応じて他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等との連携を図りつつ、24時間往診及び訪問看護を提供できる体制を構築するとともに、
  - ・ このような場合に在宅療養患者を対象とした診療報酬点数において高い評価を行う方向で検討する。
  
- 訪問看護における重症者管理加算及び在宅移行管理加算について、患者の重症度、処置の難易度等の高い患者については、評価を引き上げる方向で検討する。

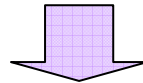
- 在宅における療養の終末期に係る評価を充実する観点から、
- ・ 在宅患者訪問診療料におけるターミナルケアに係る評価について、1ヶ月以上にわたり訪問診療を実施していた場合に算定するとの要件を改め、死亡日前一定期間内に訪問診療を一定回数以上実施していることを算定要件とするとともに、在宅療養支援診療所(仮称)が関与し、かつ、死亡前24時間以内にターミナルケアを行っていた場合には評価を引き上げる
  - ・ 在宅患者訪問看護・指導料及び訪問看護療養費におけるターミナルケアに係る評価について、死亡前24時間以内に訪問看護を行っていた場合に算定するとの要件は維持する一方、1ヶ月以上にわたり訪問看護を実施していた場合等に算定するとの要件を改め、死亡日前一定期間内に訪問看護を一定回数以上実施していることを算定要件とするとともに、在宅療養支援診療所(仮称)が関与する場合には評価を引き上げる
- 方向で検討する。

- 自宅以外の多様な居住の場におけるターミナルケアを推進する観点から、末期の悪性腫瘍の患者については、
- ・ 介護保険法上の特定施設入居者生活介護の指定を受けているケアハウスや有料老人ホームの入居者であっても、在宅療養支援診療所(仮称)に係る医師が訪問診療を行う場合には、在宅患者訪問診療料を算定できることとする
  - ・ 特別養護老人ホームの入所者であっても、在宅療養支援診療所(仮称)に係る医師が訪問診療を行う場合やその指示に基づき訪問看護等を行う場合には、在宅患者訪問診療料及び在宅患者訪問看護・指導料等又は訪問看護療養費を算定できることとする
- 方向で検討する。

# 在宅医療

## 「在宅療養支援診療所」の創設

診療報酬上の制度として、新たに「在宅療養支援診療所」を設け、これを患家に対する24時間の窓口として、必要に応じて他の病院、診療所等との連携を図りつつ、24時間往診、訪問看護等を提供できる体制を構築



## 在宅医療に係る評価の充実

「在宅療養支援診療所」であることを要件として、在宅医療に係る以下のような評価を充実

- 入院から在宅療養への円滑な移行に係る評価
- 在宅療養における24時間対応体制に係る評価
- 在宅におけるターミナルケアに係る評価
- 特別養護老人ホーム等におけるターミナルケアに係る評価

# 「在宅療養支援診療所」のイメージ

(仙台市内で看取りまで含めた在宅医療を行っている診療所の例)

